

# NEWS LETTER

## 短期大学基準協会

ASSOCIATION FOR ADVANCEMENT OF COLLEGES IN JAPAN

VOL.25

平成14年10月

〒102-0073

東京都千代田区九段北4-2-25(私学会館別館内)

TEL 03-3261-3594 FAX 03-3261-8954

e-mail : kijunkyo@tandai.or.jp

編集・発行 短期大学基準協会

### CONTENTS

- 第三者評価機関と短期大学基準協会
- 第三者評価機関とはなにか
- 本学における「地域総合科学科」設置の経緯と適格認定評価

## 巻頭言 第三者評価機関と短期大学基準協会

小出 忠孝

短期大学基準協会理事

愛知学院大学短期大学部 学院長・学長



本年8月中央教育審議会は①設置認可制度の弾力化、②第三者評価制度の導入など、「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」の答申を発表した。最近の一連の大学改革は、明治初めの新教育制度、終戦後の六三制の新学制に次ぐ、第3の教育改革といわれ、特に新しく点検・評価が登場したのが大きな特徴である。その最初は平成3年の大学審議会答申「大学教育の改善について」で、設置基準の大綱化と自己点検・評価の努力義務の制度化であった。しかし当時評価の風土のないわが国で、点検評価が機能するか懸念され、答申では「まず自己点検・評価の習慣を定着させる必要がある」と提言された程であった。その後多くの大学で様々な教育改革と自己点検・評価が実施されたが、形式的な点検評価に終わる傾向にあり、教育改革の改善には期待された様には効果を示さなかった。その点から平成10年の大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の答申では、大学の自己点検・評価の義務化と第三者評価の努力義務が提言され、翌年に省令化された。また国立大学には客観性・透明性の高い第三者評価機関による評価が必要と提言され、その結果、大学評価・学位授与機構が誕生した。私は当時大学審議会委員として、これら一連の自己点検・評価、第三者評価に係わる審議に参加でき、また現在大学評価・学位授与機構の役員として国立大の評価に関与していることを大変光栄に思っている。

そして今回の答申ではさらに進んで、設置認可の弾力化とそれに伴う第三者評価制度の導入が提言された。設置認可の弾力化はかねてより日本私立短期大学協会が強く要望していた事で、例えば同分野の学科増なら届出で認められる方向は大変望ましい事である。しかし従来の厳しい「事

前規制」がなくなる点、大学の質の保証のため、第三者評価機関による客観的評価即ち「事後

チェック」が必要となるのは当然である。短大の場合、短期大学基準協会が第三者評価機関となり、短大の質の保証を行なう責任がある。しかしその基本は各短大の自己点検・評価であり、自らの教育研究活動や組織運営について不断に点検評価し、自ら改善に努める事が第一である。そして短期大学基準協会は各短大が自ら定めた目標に向かって、如何に努力しているかの達成度を評価し、各短大はその評価結果を自らの改善につなげていく責任があり、また義務となる。その際、短期大学基準協会は第三者評価機関として国の認証を受ける必要があり、その体制を整備すべきである。現実の問題としては短大444校を如何に一定期間内(多分7年)に評価するかの方法論が問題である。評価の先輩である大学基準協会(国公立大学の80%が加盟)を例にすると、本年正会員校の相互評価16大学43学部、正会員への加盟判定評価15大学34学部の評価を実施するが、会員校から選ばれた約150名の先生にボランティアとして点検評価をお願いしている。このように第三者評価の実施は、会員校の理解と協力が必要となる。一方今回の答申に対応する法改正は、本秋の国会に提出、15年4月施行(評価関係は1年後)と、予定されている点、短期大学協会の第三者評価機関としての体制整備は火急を要する問題である。評価の時代を迎え大学の質の保証のため、新たなシステム構築が求められる時代の要請に適切に対応するため、社会から信頼される第三者評価機関へと成長することが、短大の発展のために最も必要と考える。

# 第三者評価機関とはなにか

喜多村 和 之 (早稲田大学特任教授・私学高等教育研究所主幹)

## ◇ 中教審の第三者評価の必要性の勧告

中央教育審議会は「大学の質の保証に係わる新たなシステムの構築について」(平成14年4月18日)の中間報告、さらに8月5日の答申において、「国の関与は謙抑的としつつ」第三者評価機関を「可能な限り活用し得る新たな評価システム」の整備の必要性を指摘し、その制度の導入を提言した。その第三者評価機関とは「国の認定を受けた機関(認証評価機関)」であって、大学全体を組織体として評価する「機関別第三者評価」については、「各大学は認証評価機関による評価を受けるものとする」と義務化している。文科省はただちにこの方針を法案化し、秋の国会に提出することになっているので、成立すれば、近い将来において(おそらく平成15年度から)、私立の大学・短大も国の認定を受けたいずれかの第三者評価機関の評価を受けることを義務化されることになる。

聞くところによると、日本私立短期大学協会ではただちに短期大学基準協会を「認証評価機関」に申請する方向で準備するかに聞いているので、本稿では、おそらく日本の高等教育の将来にきわめて重大な影響を及ぼすであろう、この大学の第三者評価について、いくつか問題点を指摘しつつ、検討してみたい。

## ◇ 「第三者」とは誰のことか

それでは「第三者評価」とは何か、具体的には「第三者」とは誰のことなのか、なぜ大学に義務化されるのか。そもそも「第三者」とは一般に「当事者」に対する語であり、ある事柄について直接関与する者を「当事者」といい、それ以外の者をさす。これを大学の場合にあてはめてみれば、教育というサービス財(教育は財貨などのモノではない)を供給する側の学校(法人および教職員)が第一者にあたり、教育サービス財の受容者である学生および保護者は第二者にあたると思われる。そうだとすれば、ここで第三者とは両当事者とは利害関係がなく、独立している者ということになる。しかし現実には大学の利害関係からまったく無関係な学外者だけによって、大学の教育・研究という高度に専門的な知識や理解を必要とする評価という仕事が可能なのかという疑問も当然出てくるであろう。つまり大学関係者をまったく排除した純粋な第三者だけによる機関とい

うものは現実的には機能しないのではないかと考えざるをえない。したがって答申のいう第三者とは、現実には大学関係者と学外者両者から構成される機関を想定しているものであろう。たとえば答申には「当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制」という表現が出てくるので、評価を受ける当該大学ではなく、他の大学の者なら大学関係者であっても第三者と言えると解釈できよう。つまり短期大学基準協会の評価には大学関係者以外のひとがなんらかの形で参加が求められることになるのではないか。

## ◇ 第三者評価はなぜ義務化されなければならないか

答申は第三者評価の義務化にあたって、まず「第三者評価の推進に関する強い社会的要請」の存在を挙げる。その「第三者評価」とは、「自己点検・評価」に加えて、「より客観性」「透明性」の高い認証評価機関によるものであるという。言い換えれば大学の自律的な自己点検評価は客観性や透明性を担保しえない、ということになる。さらに答申は、こうした評価を受けることは「本来、大学が自発的に受けるべきものであるが、自らの教育研究の質を向上させるために定期的に第三者評価を受ける責任を有することを制度上明確にしていくことが必要」としている。そしてその根拠として「企画立案、実施、評価、反映といった教育研究活動の改善のための循環過程」を大学のなかで構築する必要性があり、第三者としての認証評価機関の評価に対する社会の反応をふまえて自己改善につなげるという「循環過程の一環」として導入するものだ、と説明している。

## ◇ 認証と評価とは別物である

答申はさまざまな第三者機関のうち「国の認定を受けた機関」のみを「認証評価機関」とよぶとしている。総合規制改革会議もこのような認証という表現を用いているが、JABEEの大橋秀雄氏の指摘によれば、評価(evaluation)は最低から最高まで連続的に分布するアナログ量であり、認定(accreditation)は明示された基準に適合するか否かの、いわばデジタル的合否判定である。むろん両者の判定や判断のためには評価という作業を必要とするが、両者は別物なのであるとする(大橋秀雄「技術者教育の認定とJABEE

の役割」IDE、2002年9月号)。こうした見方からすれば、答申の用語はこの点で曖昧であり、かつ誤解をひろげるおそれがある。

なぜこのような点にこだわるかという点、第三者機関が「評価」機関であるならば、答申のいうように、基準にもとづき大学を定期的に評価し、どの程度基準を満たしているかを測定し、その段階的評価にもとづいて、大学の改善・向上をはかるような勧告をおこなうことが主要な任務ということになる。たとえば大学評価・学位授与機構がこのたび国立大学に対しておこなったように、「改善」の段階別評価のようなアナログ的評価になる。

しかしもしこの第三者機関の性格が「認証機関」であるならば、各大学が一定の基準に達しているか否かの「合否」を判定されるデジタル型の判定をすることが本来の任務となる。その結果として、各大学は「認定」されることとされないところが出てくることになる。そしてその認定行為の責任は第一義的にはその第三者機関が負うべきものとなるであろう。

現実に日本の風土においてはこのような認定・非認定の判定を実行しにくいと判断されたためか、「適格認定されなかった場合でも、当該大学はそのこと自体を理由として国から行政処分を課されることとなるものではない」と答申は付け加えている。しかしそのことが認証か評価かの意味を曖昧化していることは免れない。

あるいは答申はあえてこの区分を曖昧化し、第三者機関は「認証」も「評価」も双方の機能を行えるように、あるいは「認証」と「評価」とを区別せず、いずれであろうとこれを第三者評価とみなすという玉虫色の表現であるのかも知れない。

ここで留意されるべきは、第三者評価機関が認定評価機関として名乗りをあげるのならば、認定であれ評価であれ、その機関が評価にとまなういっさいの責任を負わなければならないということである。ある意味で評価は学校の生殺与奪の権をもち、さらにはその質を社会に向かって保証するという行為であるから、万一その判断を誤れば諸刃の剣となる。行政が民間に評価の権限を委任するというのは、行政は責任をとらず、あくまでも第三者機関の自己責任であるという意思の表明なのである。

#### ◇ 国の認証は必要か？

さらに第三者評価について重要な問題点は、第三者評価機関の認証制度の導入の問題である。すなわち「国は、認証評価機関の認証に係わる一定の基準（機関認証基準）を示し、認証申請のあった機関のうちこの基準を満たすものを認証する」という。なぜ国がそのような問題に係わるかといえ、それは「第三者評価機関が社会に信頼される評価を行い得る枠組みを備えた機関であるかどうかを確認するもの」であり、そのことは「第三者評価を社会的・国際的に通用する制度」として育てていくうえに必要な点としている。

むしろ国が認証機関の認証に関与する理由は、「認証機関に対する国の支援策を検討する必要がある」という答申の一文にあるように、認証の権限を保持しながら支援の対象を国の認証する機関に限ろうとする意図からであろう。同時に認証評価機関に対しては国はなんらかの支援をおこなうというメッセージでもあろう。

第二に、第三者機関はその基準に達している大学のみを「認定」し、改善を促す制度とするというが、認定されなかった学校については「それを理由に直接国から行政処分を課されることとなるものではない」としている。ということは、たとえば国から「設置認可」をされながら第三者評価機関から「認定」を得られなかった大学が仮に出た場合でも、設置認可を取り消されることがないということであろうか。この点があきらかにならないと、大学評価制度の全体における設置認可と認定の意味や位置づけも曖昧なままであろう。

第三に第三者機関の「認証基準」として、基準、評価実施体制、定期的評価、評価結果の公表、不服申し立て制度の整備等の4項目をもつことが条件として挙げられている。これらは一般に合意される妥当な条件であろう。しかし、なにが「適切な基準」であり「適切な実施体制」なのか、といった内容については明らかではない。結局はその時の政府の政策ないし方針次第で決まるといふ、官僚統制的な処置になりはしないかと疑われざるを得ない。そのような状況が不明なままに、さまざまな評価機関がこれから申請に手をあげることになる。そのような条件をクリアするだけでなく、その後のいっさいの責任を引き受ける覚悟と準備をわれわれはもっているだろうか。

# 本学における「地域総合科学科」設置の経緯と適格認定評価

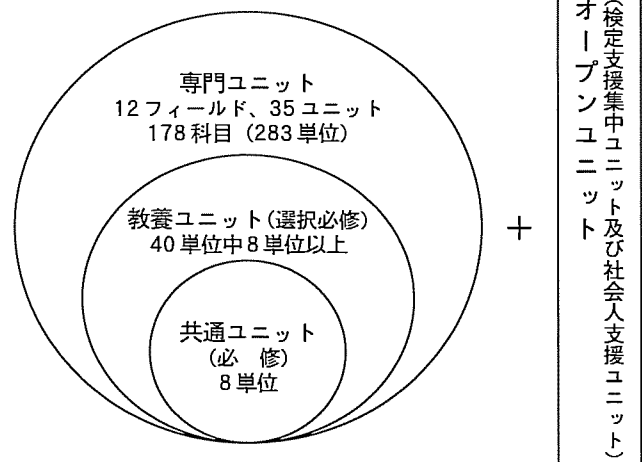
坂根 康 秀（香蘭女子短期大学 学長）

## 1. 総合科学科の構想

本学には、被服科、家政科（家政専攻、食物栄養専攻）、保育科、秘書科、国際教養科の5学科が設置されている。短期大学を取りまく環境の変化により、家政科（家政専攻）、秘書科、国際教養科の3学科においては、学生募集に苦勞している。一昔前までは、これらの学科の需要もあったのだが、年を経るごとに、志願者の減少が続いていた。その間、カリキュラムの改定や履修コースの設定も行ってきたが、思ふような志願者の回復にはつながらなかった。平成12年度から改組を検討したが、妙案はなかなか浮かんでこなかった。なぜ、既設の学科では学生募集がうまくいかないのだろうか？カリキュラムも自画自賛ではあるが、悪くない。我々が良しとしたものが受け入れられないのは、商品が消費者のニーズに答えきれていないからだろう。また、現在の高校生が進路を決定する場合、はっきりとした目的を持って進学先を選ぶ学生ももちろんいるが、そうでない学生も少なからず存在している。つまり、自分の興味・関心が何処にあるのかさえ理解できていない層もいるのである。それもそのはずで、今の子ども達は、ほとんど社会体験をせず、消費中心となった家庭で育っている。社会の仕組みすら分からない時点で、自分の将来を見据えた進路選択をしろと言うこと自体、彼らには酷なことかもしれない。そういった高校生を引き受け、自分の興味のある分野を学ばせる学科があれば良いのかもしれないが、当時の設置基準では無理であろうとおぼろげながら考えていた。

13年度に入り、地域総合科学科の可能性が日本私立短期大学協会から示され、地域総合科学科の設置に本腰を入れて検討にかかった。これなら、新しい試みが行えるかもしれない。これまで不可能だった、学科の垣根を越えて学ぶことができる。新学科にはどのようなコースが必要かと検

討した。最初に考えたのは、多くの履修コースを設け、しかもその履修コースに柔軟性を持たせ、主専攻、副専攻のダブルメジャー方式を検討した。コース設定の詰の段階で、大きな疑問をいただくようになった。それは、家政科家政専攻、秘書科、国際教養科を統合した学科を作るのだが、果たして今までの学科のカリキュラムを細切れにしたショートコースを並べるだけでいいのだろうか。もしかしたら高校生の意識は、我々の意識と大きな乖離があるのではないだろうか。「新しい魚を獲るには、新しい網が必要」という諺もあるように、我々の考え方を大きく変える必要があるのではないかと考えるに至った。教員を長くしていると、現行制度が当たり前、それが普通と見えてくる。しかし、せっかく学科の垣根を取り払った地域総合科学科ができるのであれば、もっと柔軟なシステムが必要ではないかと考え、我々は従来のコース的な発想を捨て去った。従来のコースのように定食方式のカリキュラムでは、新しいニーズに応えられない。したがって、バイキング方式で履修者の興味・関心に基づいて履修できるシステムを採ることにした。しかし、科目を羅列しただけのカリキュラムでは、何を学んだか分からなくなる可能性がある。そこで、専門分野の塊



をつくり、それを一括して履修し、その塊をいくつか取る  
ことによって、様々なコースができる仕組みを考えた。科  
目の塊をユニットという言葉で表現し、各ユニットは8単位  
分の科目で構成させる。このユニットはもちろん、家政系、  
ビジネス系、語学系の分野に多少新たな分野を加え、履修  
の仕方により、従来のコースに相当するプログラムを設定  
することにした。

## 2. 文部科学省への相談と認可申請

この構想のもと、13年7月に文部科学省大学課を訪ね、  
我々の構想の概要を説明し、おおかたの理解を得た。早速  
帰り、具体的なカリキュラムの検討に入った。実は、新学  
科の検討は学長を中心に事務担当者の一部で行い、学内  
にはオープンしていなかった。それは、本当に複数の学科を  
統合したような学科が認められるのか半信半疑であったか  
らである。9月初旬に、全学に新学科の構想を話し、統合さ  
れる3学科から委員を選出し、新学科検討委員会を発足させ、  
カリキュラムを完成させた。学科の名称は、たくさんの候  
補の中から「ライフプランニング総合学科」に決定した。こ  
の学科では、複数の専門領域の中から、在学中に自分に合  
った専門領域を学び、自分の進路を決定するのであるから、  
人生設計をするという意味でこの学科名称にした。

カリキュラムを固め、12月に文部科学省設置事務室を訪  
ねた。一応、1月の事前審査会に諮るとのことで、必要書類  
を提出、吉報を待った。返ってきた答えは「審議不能。再  
審議。次回は3月に審査会があるので、追加書類を作成し持  
参せよ。」とのことであった。何としても改組転換の短期審  
査でなければメリットは少ない。本学の理事長から、「新学  
科は従来のものと大きく異なる。つまり短期審査の改組転  
換にはならず、1年審査になる可能性も十分ある。それでも

やるつもりか？」非常に重たい言葉に対し、「2回目の審査  
の結果が出て、最終決断をしなければならないが、現時点  
では6割方、1年審査でもやりたいと思っている。」と答え  
たものの、学校の浮沈を決める問題だけに心境穏やかでは  
なかった。幸い2回目の事前審査で改組転換として認められ、  
3月に本申請、そして5月末に認可をいただいた。

## 3. 地域総合科学科の適格認定

14年6月に短期大学基準協会の「地域総合科学科」につ  
いての適格認定の評価を受けた。ここでは、カリキュラム  
の概要、プログラム（従来のコース制）の多様性、ショ  
ートプログラム（免許、資格等のための短期間の履修）、社会  
人受入れ策などについて、説明させていただいた。数多  
くの新しい試みをしており、与えられた時間内で言い尽  
くせず、評価委員の先生方には、ご迷惑をおかけしたが、7月  
末に適格認定をいただいた。そして完成年度を過ぎた時点  
で教育実績等をもとに評価いただくことになっている。

## 4. ライフプランニング総合学科の展望

この学科は履修者のニーズによりカリキュラムの改定が  
しばしば行われることになるであろう。たとえば、履修者  
の少ないユニットは削除され、それに代わって新ユニット  
が導入されることになる。また、極めて科目数が多いこと  
から、専任教員も法の定め以上に多くのスタッフが必要で  
あろう。

「このような内容は大学ではない」と揶揄されることもあ  
るようであるが、時代は変わりつつある。新しい網が必要  
であると叫びたい気持ちであるが、果たして新しい魚が入  
ってくるであろうか。いや、入ってくるまで、改革を  
続けなければならないだろう。

4.22 第17回定期総会

場所 東京 飯田橋「ホテルグランドパレス」

1. 平成13年度事業報告について
2. 平成13年収支決算について
3. 役員の改選について
4. 平成14年度事業計画(案)について
5. 平成14年度収支予算(案)について

5.30 第33回理事会

1. 協会評価委員会運営要綱(案)について
2. 委員会担当理事及び委員会委員の選任について
3. 協会運営評価委員会(仮称)の設置について
4. 協会評価の進め方について
5. 短期大学の「地域総合科学科(総称)」の適格認定評価に係る取扱いについて
6. 私立大学等経常費補助金交付の特例措置申請のための協会による外部評価の実施について
7. 中央教育審議会中間報告「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」に対する本協会の意見について
8. その他

6.13 第1回自己点検・相互評価推進委員会

1. 委員紹介及び協会事業等の見直しについて
2. 地域総合科学科(総称)に関しての本協会による適格認定評価について
3. 本年度及び次年度の課題について
4. その他

6.24 第1回調査研究委員会

1. 調査研究委員会の活動経過について(報告)
2. 中央教育審議会等の審議動向について(報告)
3. 調査研究委員会の審議事項と本年度及び来年度の調査項目・研究課題等について
4. その他

7.2 第1回協会評価委員会

1. 中央教育審議会(答申)案「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」について
2. 協会評価の進め方について
3. 協会評価委員会運営要綱(案)について
4. 協会評価実施要領について
5. その他

7.24 第34回理事会

1. 中央教育審議会大学分科会(答申)案について
2. 今後の基準協会の方向性について
3. 地域総合科学科(総称)に関しての本協会による適格認定について
4. その他

7.25 第2回協会評価委員会

1. 今後の基準協会の方向性について
2. 協会評価委員会運営要綱(案)及び平成14年度協会評価実施要領の運用について
3. その他

9.6 第2回自己点検・相互評価推進委員会

1. 第1回申請分(平成14年度6月実施)地域総合科学科(総称)に関する適格認定評価について(報告)
2. 第2回申請分(平成14年度9月分)地域総合科学科(総称)に関する適格認定評価インタビュー
3. 地域総合科学科(総称)に関する適格認定評価実施要領について
4. 平成14年度経常費補助金の不交付となる収容定員充足率に関する取扱いに係る外部評価について
5. その他

9.10 第3回協会評価委員会

1. 米国アクレディテーション団体による認定の事例について
2. 第三者評価基準の試案について
3. 第三者評価機関としての評価基準及び評価システムの導入について
4. その他

9.19 第35回理事会

1. 国の認証機関をめざす基準協会の諸準備について
2. 「地域総合科学科(総称)」に対する適格認定について
3. 平成14年度事業中間報告(案)について
4. 第18回定期総会次第(案)について
5. その他

9.19 第2回調査研究委員会

1. 中央教育審議会等の審議動向について(報告)
2. 調査研究委員会の進め方について
3. その他

編集後記

現在、短期大学の周辺での教育の改革の流れは、自己点検・評価にはじまり、相互評価へ、さらに大学の質の保証をするための第三者評価制度の導入へと進んでいる。新しい制度を実施するために、用語の意味(今回では、第三者、評価、認証、認定など)を吟味していただいた。本協会は「認証評価機関」となるように準備している。

もう一つの流れの「地域総合科学科」は、構想から本協会の適格認定、学科の展望にいたる事例を紹介した。(PHM)